

尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金 申請から補助金交付までの流れ

↓ ○印は事業者（申請者）が行う項目

○	(1) 交付申請	第1号様式と必要書類を尼崎市商業観光課へ持参、または郵送にて提出してください。 ※交付決定まで時間を要します。申請は、期限に間に合うようお早めにお願 いします。 【令和7年2月14日(金)まで】 当日消印有効
	(2) 審査（申請分）	(1)で提出いただいた書類を審査し、補助対象かどうかを判断します。 ※書類に不備や疑義がある場合は、審査に時間を要する場合があります。
	(3) 交付決定	市から交付決定通知書を送付します。 ※ 交付決定を受けた後に事業内容を変更する場合は、変更申請が必要です。 ※ 補助金交付が不適当と判断された場合は、不交付決定通知書を送付されま す。
○	(4) 事業着手～完了	補助対象事業の実施～対象経費の支払完了 ※ 令和7年3月14日までに事業を完了させることが必要です。
○	(5) 実績報告	第6号様式と必要書類を尼崎市商業観光課へ持参、または郵送にて提出して ください。 【令和7年3月14日(金)まで】 当日消印有効
	(6) 審査（実績報告分）	(5)で提出いただいた書類を審査し、補助金交付の是非・補助金額を確定しま す。 ※書類に不備や疑義がある場合は、審査に時間を要する場合があります。
	(7) 交付確定	市から交付確定通知書（補助することが確定した旨の通知）を送付します。 ※(5)の報告額が(3)の交付決定額を下回る場合は、(5)の額が交付確定額とな ります。
○	(8) 補助金請求	第8号様式と必要書類をすみやかに尼崎市商業観光課へ持参、または郵送に て提出してください。【令和7年4月11日(金)まで】 当日消印有効
	(9) 補助金交付（入金）	提出書類を審査し、市が指定の口座に補助金を振込み ※入金のお知らせはございませんので、通帳等を記帳のうえご確認ください。

【令和6年度の申請受付期間】

令和6年10月7日（月）～令和7年2月14日(金)まで

先着順で審査を行い、予算に達し次第受付を終了いたします。